令和4年度 公文書開示状況(8月決定分) 主税局

13 TH 1 T 12		13/3/-0/200	(0万次足刀) 土忧闷		1	大定[2	マ分		(:	根拠:	規定) 条	例フミ	冬		T来 及 ∠ 一 I
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		不存在	存否応答拒否								所管局部課等
1	R4. 7. 21	R4. 8. 5	令和2年度に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書)(6法人分)			1				1		1			(7条3号) 税額等の申告書の内容は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条6号) 税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人都民税の賦課徴収業務で用いられる情報であり、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため。	主税局中央都税事務所法人事業税課
2	R4. 7. 21	R4. 8. 5	令和2年度に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書)(22法人分)			1				1		1			(7条3号) 税額等の申告書の内容は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7条7号) 税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人都民税の賦課徴収業務で用いられる情報であり、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため。	主税局港都税事務所法人事業税課
3	R4. 7. 21	R4. 8. 5	令和2年度に東京都に申告した〇〇(法人番号〇〇、住所〇〇)の法人事業税・法人都民税の確定申告書)				1									主税局台東都税事 務所事業税課
4	R4. 7. 22	R4. 8. 19	(1) 平成30基準年度評価替えにおける標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務委託(単価契約)に係る以下の文書・募集要綱・随意契約によることを決定した決裁書・見積の開札結果表(契約相手の見積書を含む)・契約書・完了報告書・ 吉京書・支出命令書 (2) 令和3基準年度評価替えにおける標準宅地の不動産鑑定評価実施のための業務委託(単価契約)に係る以下の文書・随意契約によることを決定した決裁書・見積の開札結果表(契約相手の見積書を含む)・契約書・完了報告書・売了報告書・売了報告書・売す出命令書	42	1		1			1	1	1			【一部開示】 (7条3号) 都・受託者が独自に算出した具体的な価格情報であり、公になることで、同種の事業契約において、本件価格情報と比較されるなど、競争上不利な立場に置かれるおそれがあるため。 (7条4号) 偽造された場合に、当該受託者の財産などを脅かすおそれがあると認められるため。 (7条6号) ・予定価格を類推できることで、事業者の見積りが適切に行われなくなり、契約価格が高止まりするおそれがあることにより、契約事務の公平・適正な遂行に支障を及ぼし、都の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため。 ・都が独自に算出した価格情報であり、公にすることで、後年度における同委託業務の執行が困難となり、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるた東京都に対する信頼が損なわれ、後年度における同委託業務の執行が困難となり、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。 【不存在】 当該公文書は平成27年度に作成された3年保存の公文書であるため、令和元年度に廃棄済であり、現在は存在しないため。	主税局資産税部固定資産評価課
5	R4. 8. 8	R4. 8. 26	千代田都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人 設立・設置届出書」のうち、令和4年4月1日から令和 4年6月30日までの間に、千代田都税事務所にて処理し たものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	45	1											主税局千代田都税 事務所法人事業税 課
6	R4. 8. 8	R4. 8. 26	中央都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、中央都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	72	1											主税局中央都税事務所法人事業税課
7	R4. 8. 8	R4. 8. 26	港都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、港都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	83	1											主税局港都税事務所法人事業税課

第一日 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1						;	決定	区分		(:	根拠	規定) 条	例フミ			
8 M. 8 B M.	整 理 番			公文書の件名		開記	- 部開示	不存在	否 応 答 拒	2号	3 号	4 5 号	5 6号号	7 号号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
9 R4.8.8 PA.8.26 <	8	R4. 8. 8	R4. 8. 26	立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、新宿都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名	52	1											主税局新宿都税事 務所法人事業税課
10 R4.8.8 R4.8.2 の の	9	R4. 8. 8	R4. 8. 26	立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、台東都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名	29	1											主税局台東都税事 務所事業税課
立 設置届出書」のうち、令和4年4月1日から令和4 4 年6月3 ○日までの間に、渋谷和歌書新所にで処理したも ○日本金の紙 6 淡芽期 7 末種	10	R4. 8. 8	R4. 8. 26	立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、品川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名	23	1											主税局品川都税事務所事業税課
12 R4.8.8 R4.8.26 R4.8.26 R4.8.8 R4.8.26 R4.8.8	11	R4. 8. 8	R4. 8. 26	立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、渋谷都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名	87	1											主税局渋谷都税事務所事業税課
13 R4.8.8 R4.	12	R4. 8. 8	R4. 8. 26	立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、豊島都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名	36	1											主税局豊島都税事 務所事業税課
14 R4.8.8 R4.8.26 R4.8.26	13	R4. 8. 8	R4. 8. 26	立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名	27	1											主税局荒川都税事 務所事業税課
立・設置届出書」のうち、令和4年4月1日から令和4 年6月30日までの間に、立川都税事務所にて処理したも のに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名	14	R4. 8. 8	R4. 8. 26	設立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名	16	1											主税局八王子都税事務所事業税課
	15	R4. 8. 8	R4. 8. 26	立・設置届出書」 のうち、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名	31	1											主税局立川都税事務所事業税課
16 R4.8.29 R4.8.31 令和3年度 区別農地地積一覧表 1 1 1 ± 並成局資産税制 定資産評価課	16	R4. 8. 29	R4. 8. 31	令和3年度 区別農地地積一覧表	1	1				T	П						主税局資産税部固定資産評価課

表の見方

- <決定区分>
- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。